



まちかど

回覧

● 草津栗東防犯自治会 TEL077-551-0109 ● 草津警察署 TEL077-563-0110

一方的な送り付け行為への対応

特定商取引法が改正され、令和3年7月6日以降、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能となります。

①商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

②事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。

また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにはしましょう。

③誤って金銭を支払ってしまったらすぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払い義務があると誤認して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については、返還を請求することができます。対応に困った場合は、消費者ほつとラインへ相談しましょう。

●相談先

対応に困った時は一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に相談しましょう。

☎(局番なし) 1888

4つのかけるに取り組もう

●気にかける

犯罪は決して他人事ではないということを認識し、自分が犯罪にあわないよう十分に気をつけましょう。

●呼びかける

住宅への防犯機器の設置や玄関灯・門灯を点検するなど、犯罪にあわない地域づくりの取り組みをお互いに呼びかけましょう。

●鍵をかける

住宅の侵入犯罪や自転車などの盗難被害にあわないよう「戸じまり」や「カギかけ」を習慣づけましょう

●声をかける

地域内であいさつをするこにより、地域の連携を強め、不審者に対する抑止力を高めましょう。

ネット犯罪の被害防止

SNSのトラブルから身を守る

携帯電話、スマートフォン の普及により、ツイッター、フェイスブック、ライン、インスタグラム等のSNS(ソーシャルネット



ワーキングサービス)を利用して、近況報告や情報交換をする人が増えてきました。便利な反面、安易な書き込みからトラブルに発展したり、犯罪に巻き込まれる事例も増えており、安全な利用方法を知っておくことが大切です。

●そもそもSNSって何？

Social Networking Service の略で、人と人をつなぎ、コミュニケーションを楽しむためのサービスです。

会員登録が必要なサービスが多く、不特定多数の人と気軽にコミュニケーションをとったり、情報を共有できるのが特徴です。

●SNSトラブルの防止策

- ・実名やメールアドレス、住所、学校名などの個人情報公開しない
- ・本人の許可なく、友人や知人に関する情報を書かない
- ・仕事の具体的な内容など守秘義務のある情報を書かない
- ・事実と異なる内容や事実関係があやふやな内容を書かない
- ・見知らぬ人物からの「友達リクエスト」などの申請を安易に承認しない

●慎重な発信

インターネット上で情報が拡散されるス

(裏面に続く)

ピードは速く、一度拡散されると回収が難しいのが特徴です。公開した情報は友人や知人、家族だけでなく全世界に発信されていると心得るほか、悪意のある第三者に収集され、犯罪に悪用されることもあると認識して、慎重に発信することが大切です。

高齢者の狙われどころ

●在宅時

・訪問者に対し、つい、無警戒に玄関ドアを開けがちですが、錠やドアチェーンをかけて対応しましょう。

また、「〇〇を無料で点検する」などと言われたらきっぱり断りましょう。

・公的機関を名乗る人から電話でATM（現金自動預払機）を操作するよう求められたら、「詐欺」だと考えましょう。

●外出時

・「タダでもらえるものはもらわないと損」と思っていますか？「つまい話には裏がある」のことわざを思い出しましょう。

やさしく話しかけてくれる人に、つい、うれしくなってしまうと、言葉巧みに勧誘されて健康食品など高額商品の購入契約をさせられることがあります。

・「得した」と、ついもらってしまう粗品や景品、また、会場へと誘う粗品引換券などは「催眠商法」のワナかもしれません。

会場では、巧みな話術や雰囲気で高額商品の購入契約をさせられてしまう危険があります。

ストップ詐欺被害

「だましのプロとは話さない」

●詐欺の電話は機器でブロック

犯人は自分の声が録音されるのを嫌がり、詐欺の電話を防ぐための電話機や自動通話録音・警告機を活用することが有効です。

●自宅にいても留守番電話

常時、留守番電話にしておけば、犯人からの電話に出なくてすみます。録音した会話を聞くことができ冷静に対処することができます。

●ナンバーディスプレイ機能を活用

知らない番号の電話には出ないようにしましょう。

「ながら見守り」で子どもを守ろう

ながら見守りとは、誰でも気軽にできることを基本に、日常生活や事業活動を行いながら、防犯の視点を持って子どもを見守る活動です。

買い物、犬の散歩、ウォーキング、花の水やりなど、日常生活の中で無理なく行える「ながら見守り」

は、大人が子どもを見守っている環境を示すことができ、犯罪を遠ざけることができます。



防犯活動に貢献された方々の表彰

長年、地域の防犯活動に貢献された方々が、当会から表彰されました。おめでとうございます。

個人：平岡 典子様（草津市）

深田 圭一様（草津市）

古田 昌平様（草津市）

団体：美ノ郷自治会様（栗東市）

大橋子ども安心・安全見守り隊様（栗東市）

玉川学区青少年育成区民会議様（草津市）

令和3年7月中の犯罪発生状況（草津警察署管内）

●刑法犯認知件数・・・総数 80 件

主な犯罪発生件数	空き巣等	3件
	ひったくり	0件
	自転車盗（うち施錠なし件）	21件（14件）
	万引き	11件
	自販機ねらい	0件
	車上ねらい	3件
	オートバイ盗	0件
	器物損壊	9件

●特殊詐欺被害の状況

	被害件数（前年同期比）	被害金額（前年同期比）
滋賀県内	52件（-7件）	74,894,083円（-28,555,867円）
草津警察署管内	8件（-2件）	10,911,620円（-268,380円）
草津市内	7件（+3件）	10,911,620円（+4,451,620円）
栗東市内	1件（-5件）	0円（-4,720,000円）